

# 一般廃棄物処理基本計画

平成30年3月策定

令和5年3月見直し

秋田県 三種町

# 《 目 次 》

## 第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の目的	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の対象とする廃棄物	2

## 第2章 ごみ処理基本計画

1. 一般廃棄物の現状と課題	3
(1) ごみ処理の現状	3, 4
(2) ごみ中間処理施設の概要	5, 6
(3) ごみ処理実績	7
(4) 種類別一般廃棄物処理実績	7
(5) 一般廃棄物処理の課題及び対応方法	10, 11
(6) 処分場の概要	12
(7) 処分場の課題と対応方法	12
2. 計画目標値の設定	13, 14

(1) ごみ処理の基本方針	-----	13
(2) ごみ排出量の推計	-----	13
(3) 数値目標	-----	14
施策体系	-----	15
3. 目標を達成するための施策	-----	16, 17, 18
4. 町民・事業者・町の役割	-----	19

### 第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状	-----	20
2. 生活排水処理の基本方針	-----	20
(1) 下水道等整備状況	-----	21
(2) し尿処理状況	-----	22
(3) し尿処理施設の概要	-----	22
3. 排出予想量	-----	23
(1) し尿排出予想量	-----	23
4. 処理施策	-----	23

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1. 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画には、「ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画」があり、共に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものです。双方の計画とも三種町総合計画と整合性を図りながら策定します。

ごみ処理基本計画は、ごみの発生から最終処分までの取り組み、生活排水基本計画は、八郎湖の水質悪化を踏まえて三種町内及び八郎湖周辺の水質をどう改善するかについて必要な事項を定め、ごみの減量化もしくはごみゼロに限りなく近づけるほか、八郎湖周辺の水質浄化に向け最善の努力を図ることを目的に作成するものです。

## 2. 計画の期間

本計画の対象期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とし、平成30年度から令和4年度までの5年間の前期計画とし、令和5年度から令和9年度までの5年間の後期計画とします。

### 前期計画

実施計画に基づいて本計画の周知及び浸透を図りながら一つ一つ課題解決に向け取り組んでいきます。

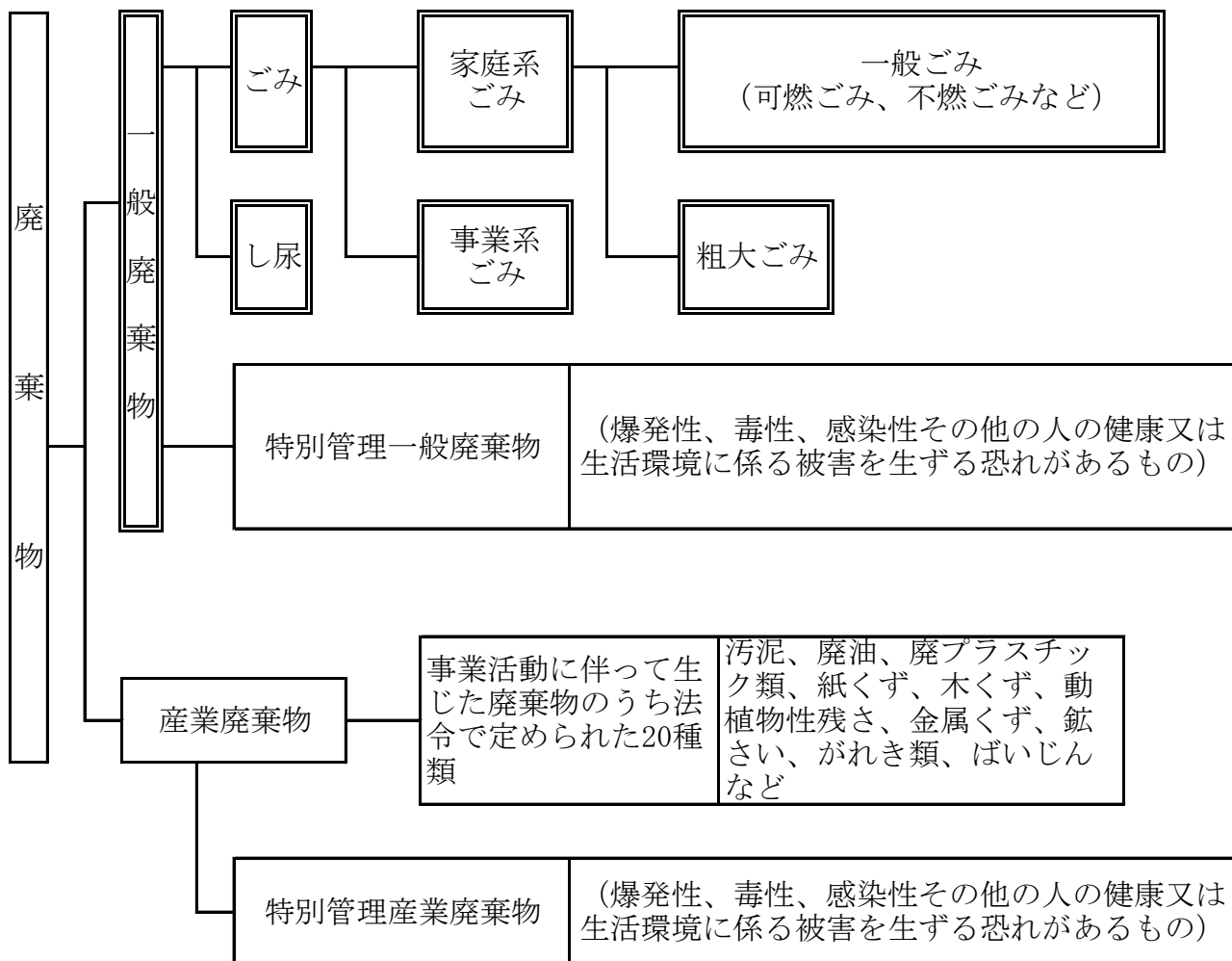
### 後期計画

前期計画で達成できなかった課題の解決と、後期計画で計画された事項を着実に実行できるよう取り組んでいきます。

前期・後期とも社会情勢の急激な変化さらには法改正等により計画の見直しが必要な場合は逐次対応していきます。

### 3. 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、下の図の二重線で示す一般廃棄物とします。



# 第2章 ごみ処理基本計画

## 1. 一般廃棄物の現状と課題

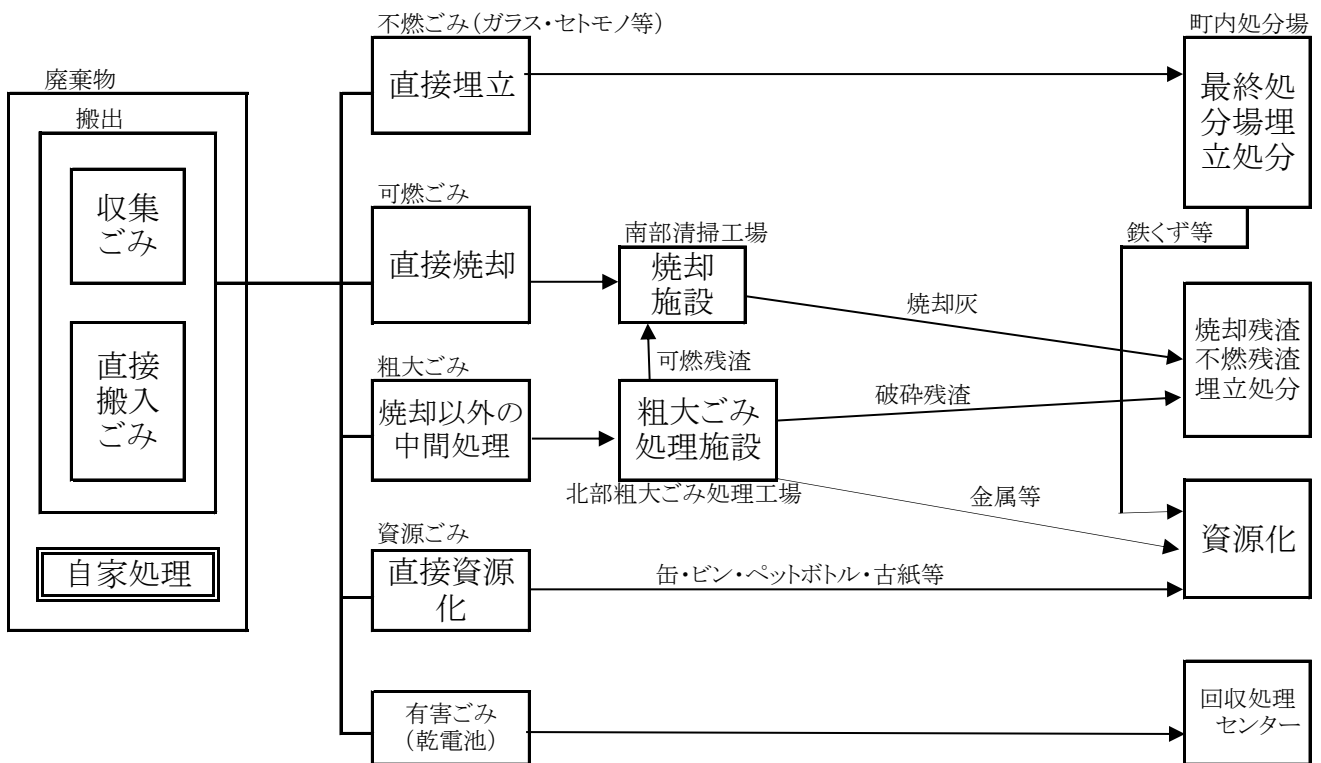
### (1) ごみ処理の現状

家庭や事業所から一般廃棄物として排出されるごみは、下の図に示すとおり収集ごみ、直接搬入ごみ、自家処理に分けられます。

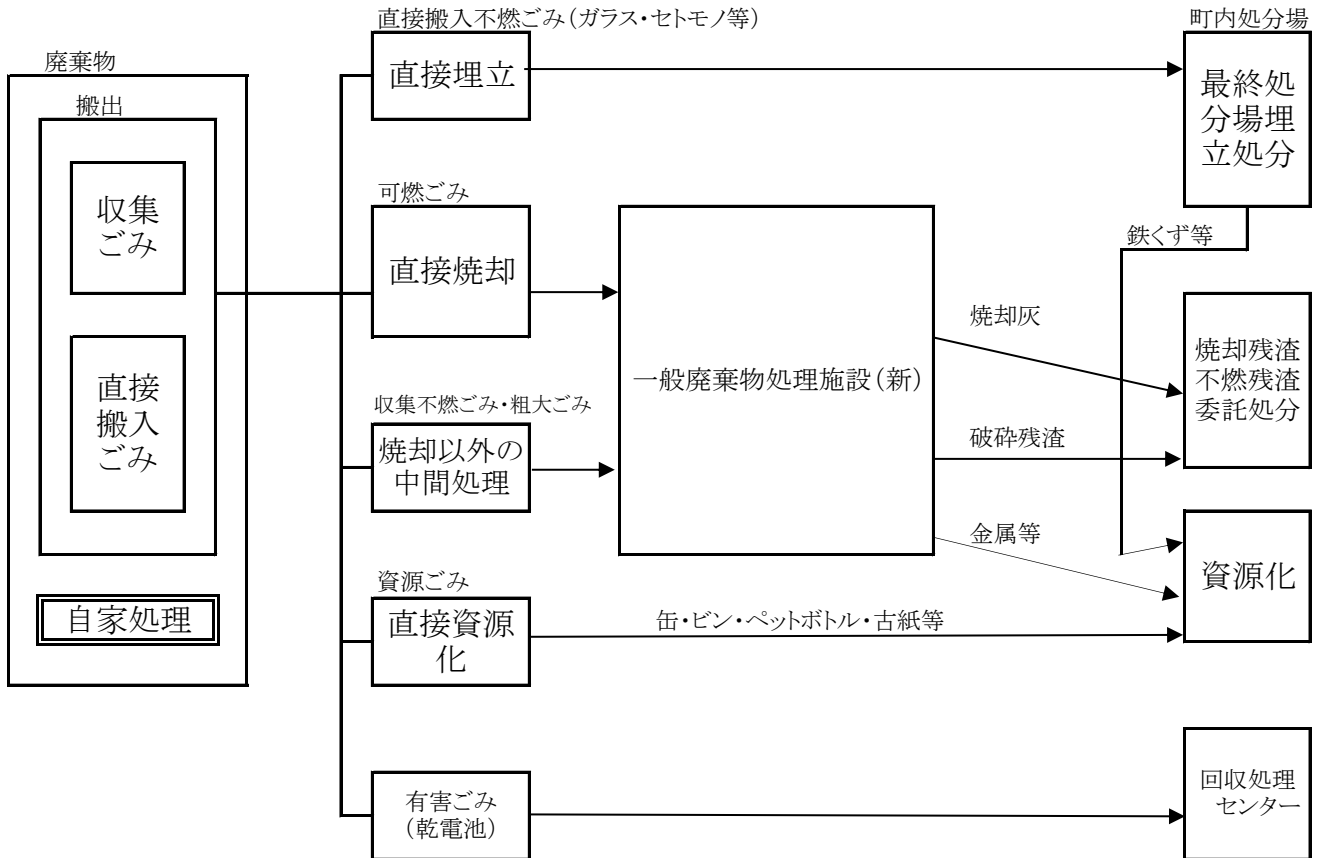
このうち、収集ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ(乾電池・蛍光灯類)に分けられます。

また、直接搬入ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分けられ、自家処理とは生ごみを堆肥化したり、直接農家等に依頼して処理するものであり、自家焼却を示すものではありません。

一般廃棄物処理の流れ(令和7年度まで)



一般廃棄物処理の流れ(令和8年度から)



## (2) ごみ中間処理施設の概要

ごみの中間処理施設は、能代山本広域市町村圏組合が運営する以下の施設があり、新たな一般廃棄物処理施設が令和8年度から稼働する予定です。

### 南部清掃工場（焼却施設）

南部清掃工場では、圏域（能代市、藤里町、三種町、八峰町）から発生する可燃ごみと北部粗大ごみ処理工場から排出される可燃残渣を焼却処理しています。

新たな一般廃棄物処理施設が令和8年度から稼働する予定のため、令和7年度まで使用する計画となっています。

焼却施設の概要

施設名称	南部清掃工場
所在地	三種町鶉川字上笠岡 70 番地 21
施設規模	144t/日（72t/24h×2 炉）
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
竣工	平成 7 年 3 月
改造工事履歴	平成 12 年 8 月～平成 14 年 3 月 排ガス高度処理施設整備工事 平成 24 年 8 月～平成 27 年 3 月 基幹的設備改良工事

### 北部粗大ごみ処理工場

北部粗大ごみ処理工場は、能代市、八峰町の不燃ごみ、能代市、三種町、八峰町の粗大ごみを処理しています。

新たな一般廃棄物処理施設が令和8年度から稼働する予定のため、令和7年度まで使用する計画となっています。

粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	北部粗大ごみ処理工場
所在地	八峰町沼田字横長根 1 番地の 5
施設規模	30t/5h
機械選別数	4 種選別（鉄、アルミ、可燃残渣、不燃残渣）
処理方式	横軸回転式（25t/5h）、せん断式（5t/5h） 磁選機、トロンメル、アルミ選別機
竣工	昭和 61 年 3 月



## 一般廃棄物処理施設（新）

南部清掃工場及び北部粗大ごみ処理工場の2施設を集約し、効率的かつ安定的なごみ処理を実現するため、新たな一般廃棄物処理施設の整備事業が進められています。

一般廃棄物処理施設（新）の概要

施設名称	未定	
所在地	能代市竹生字天神谷地 121-1、122-1、122-3、121-4	
施設規模	可燃ごみ 80t/日	不燃・粗大ごみ 5t/日
可動開始予定	令和8年4月1日	
処理方式（可燃ごみ）	全連続ストーカ炉（廃熱ボイラ・発電付）	
処理方式（不燃・粗大ごみ）	破碎・機械選別式	
竣工	令和8年3月（予定）	

(3) ごみ処理実績等

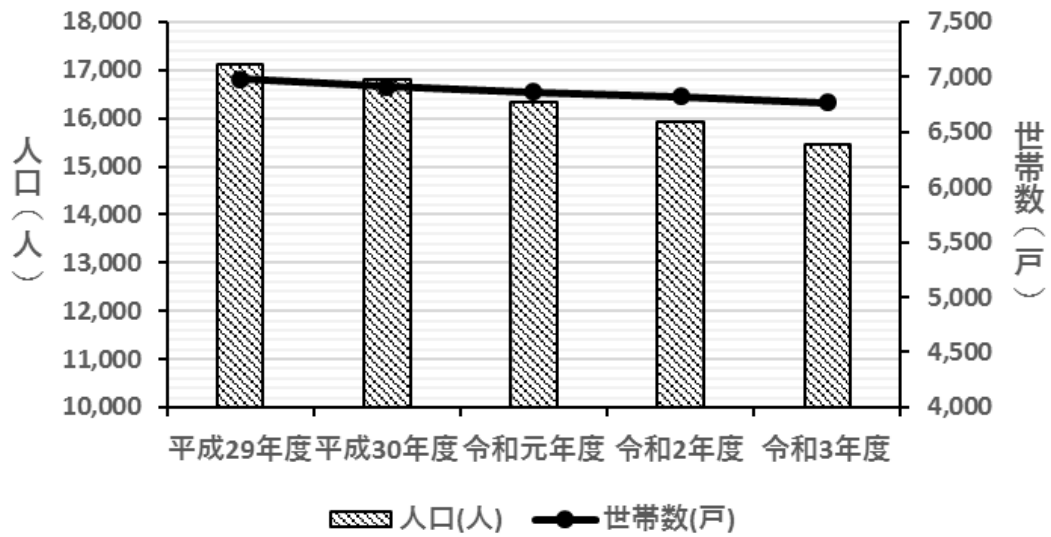
年度	人口	世帯数	ごみ処理 実績(t)	1人1日 当たり(g)	1世帯1日 当たり(g)	1人1日当たり 家庭ごみ(g)
平成29年度	17,127	6,985	5,303	798	1,956	555
平成30年度	16,790	6,970	5,183	797	1,921	564
令和元年度	16,324	6,893	5,054	801	1,896	576
令和2年度	15,921	6,861	4,844	791	1,835	569
令和3年度	15,465	6,784	4,763	800	1,824	572

(4) 種類別一般廃棄物処理実績

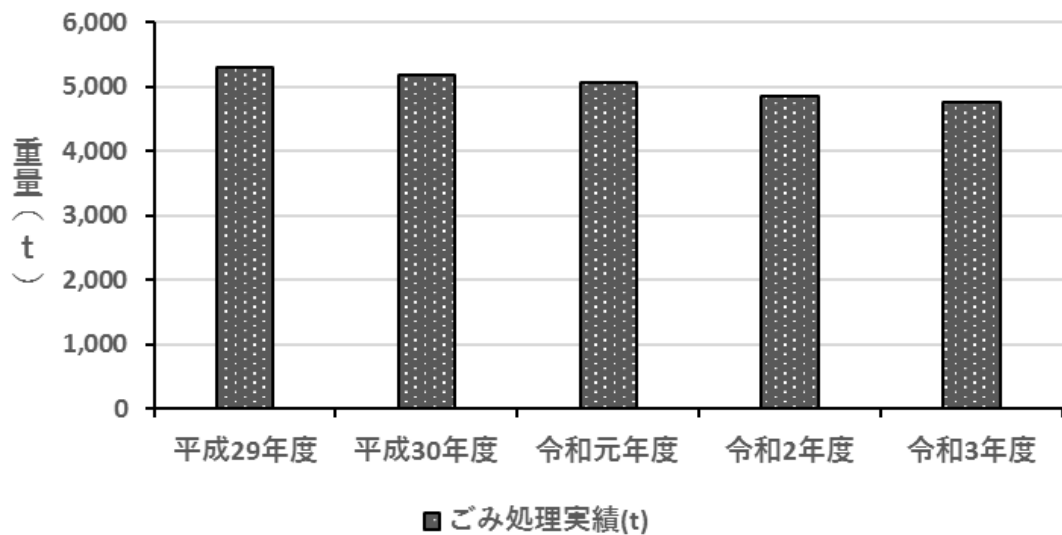
単位 (t)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発生総量		5,303	5,183	5,054	4,844	4,763
一般 廃 棄 物	収集可燃ごみ	4,725	4,584	4,496	4,311	4,245
	収集不燃ごみ	152	161	141	137	129
	直接搬入可燃ごみ	16	17	28	16	20
	直接搬入不燃ごみ	57	69	58	58	54
	直接搬入粗大ごみ	38	56	60	72	69
	ダンボール	28	25	20	19	18
	新聞紙	124	120	108	81	76
	雑誌	33	30	27	40	47
	牛乳パック	2	2	2	0	0
	スチール缶	12	11	10	10	9
	アルミ缶	16	16	15	14	14
	ペットボトル	14	13	12	11	10
	ビン類	83	78	74	71	68
	その他(乾電池・蛍光灯類)	3	2	3	3	4
生活系ごみ		3,787	3,755	3,710	3,554	3,473
事業系ごみ		1,516	1,428	1,344	1,290	1,290

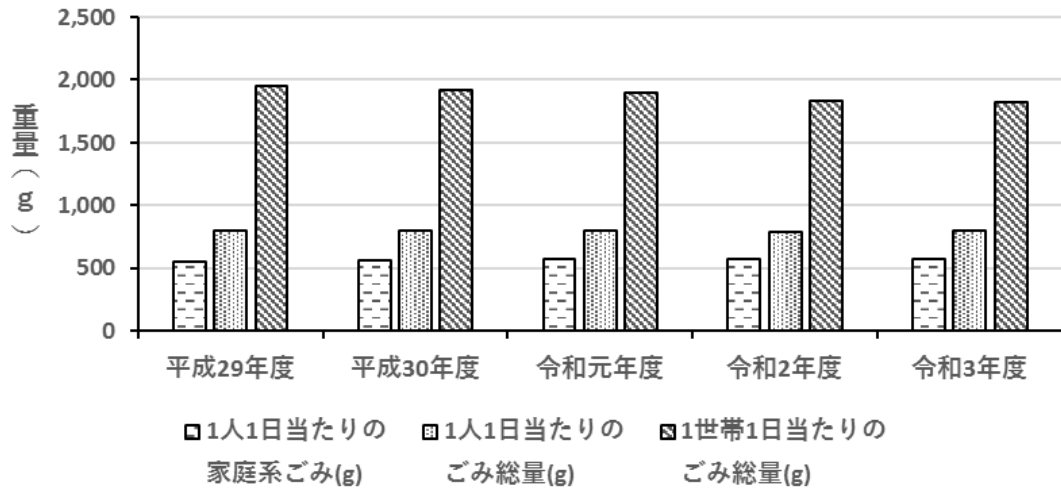
### 人口・世帯数推移



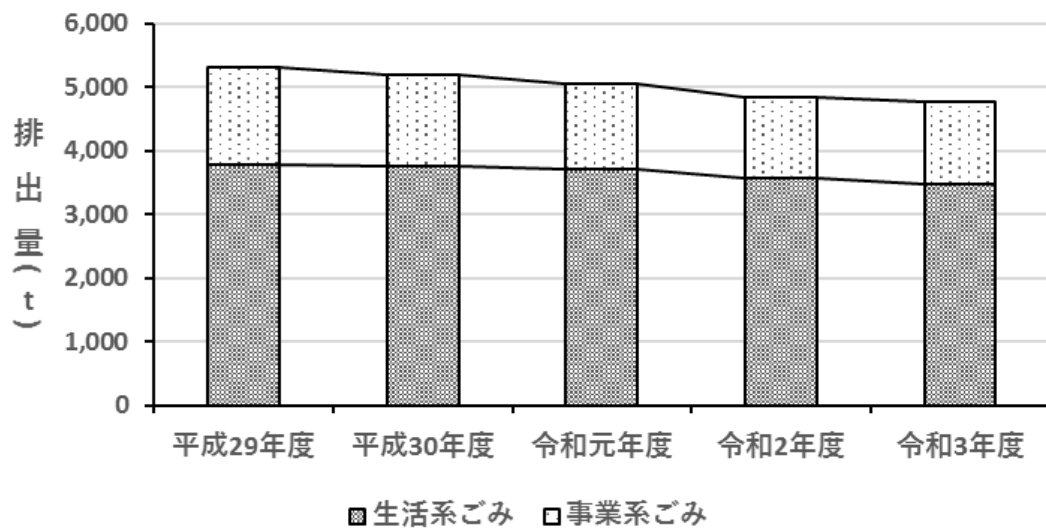
### ごみ処理実績推移



### ごみ排出量推移



### 生活系ごみと事業系ごみの推移



## (5) 一般廃棄物処理の課題及び対応方法

○収集回数については、収集種類によって以下の考え方により統一しています。

**可燃ごみ** : 旧町ごとに区域を3つに分け、週2回の収集とし、収集に使用する車輛はパッカー車です。

また、収集は中間処理場の南部清掃工場の受入日のみです。

**不燃ごみ** : 収集回数については、月1回の収集としています。なお、収集の際は、パッカー車または落下防止の措置をとった車輛とします。

不燃ごみの中に、缶・ビン類の資源ごみが混入している場合は、収集不可シールを貼り収集しないなど、不燃ごみの適正処理と処分場の延命に努めています。

**資源ごみ** : 資源ごみについては、「缶・ビン・ペットボトル」と「古紙」に分類されます。「古紙」は、雑誌、ダンボール、新聞紙に細分されます。

缶・ビン・ペットボトルは、中を軽く水洗いし、特にペットボトルについては、ラベルとキャップを取り外し、それぞれの容器にタバコ等の異物を入れずに分別しています。

収集回数は月1回とし、収集する車輛は、落下防止の措置をとった2tダンプ等とします。分別に不備がある場合、収集不可シールを貼り収集しないなど指導を強めながら注意喚起しています。

### ○ごみの発生抑制

「一人一日当たりのごみ排出量」を抑制するため、チラシや環境教育等の実施による啓発活動を促進する必要があります。

町、事業者、町民の3者が連携し、特にごみの発生抑制（リデュース）を推進し、ごみの減量化に向けた対策が課題となっています。

### ○生ごみの堆肥化と水切りの徹底

生ごみは、水分を多量に含んでいることから、ごみステーションと収集車の腐敗臭の原因となっています。

生ごみの減量化対策として、EM生ごみ堆肥づくり講座等を開催し普及促進を図っていますが、町民への普及はまだ、ごく一部で対策が課題となっています。

引き続き、生ごみの水切りを十分行い軽量化に努めるよう、周知徹底を図る必要があります。

### ○ごみステーションの適正管理

ごみステーションへの不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど）を防止するため、ごみ出しマナー・ルールの遵守

徹底に向けた広報・啓発の強化が必要です。

また、ごみステーションは、自治会等で管理運営されていることから、自治会等との連携・協力による適正管理が必要です。

### ○分別収集の種類増加

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、プラスチック使用廃棄物の分別の周知が努力義務となっています。分別収集の増加として、発砲トレイ等の容器包装プラスチックを含むプラスチック製品の分別が考えられます。

しかし分別種類の増加に伴い、収集費用と町民の分別負担も増加すると予想されることから、慎重に検討すべき課題です。

### ○ごみの分別徹底とリサイクルの推進

古紙として資源になりうるお菓子の箱やコピー用紙など、燃えるごみに出していることが多いことから、適正なごみの分別についての情報提供が必要です。

### ○時間外のごみの搬出への対策

ごみステーションへの時間外のごみ出しが後を絶たないことから、ごみステーションは周辺住民全員のものという意識を持ってもらうため、町も徹底したPRを行い町民や自治会・町内会から理解と協力をいただく必要があります。

## (6) 処分場の概要

町内の処分場は下の図のとおり4施設が稼働していますが、どの施設においても残余量が少なくなってきました。また、閉鎖時のために、毎年ダイオキシン類等の水質検査を実施する必要があります。

名称	舞台沢投棄場	大沢ごみ処理場	清吉根小屋沢処理場	増沢処理場
埋立開始年月日	昭和46年	昭和50年	昭和45年	昭和49年
埋立終了年月日	未定	未定	未定	未定
埋立面積	6,700 m <sup>2</sup>	6,995 m <sup>2</sup>	39,174 m <sup>2</sup>	8,559 m <sup>2</sup>
埋立対象ごみ	不燃ごみ・粗大ごみ			
埋立容積	11,000 m <sup>3</sup>	48,000 m <sup>3</sup>	91,675 m <sup>3</sup>	45,350 m <sup>3</sup>
埋立高	約10m	約10m	約20m	約5m
堰 堤	無	無	無	無
しゃ水工	無	無	無	無
浸出水集水管	無	無	無	無
水処理施設	無	無	無	無

## (7) 処分場の課題と対応方法

### 処分場の延命について

町内にある4カ所の処分場は、処理可能容量が少なくなってきました。

このため、使用可能期間をできるだけ延命するために、分別の徹底を図り資源ごみをリサイクルし資源再利用を進めます。

また、不燃ごみを粗大ごみ処理施設で処理することにより処分量を減らす必要があります。令和8年度からは収集した不燃ごみを新ごみ処理施設に搬入する予定です。

## 2. 計画目標値の設定

### (1) ごみ処理の基本方針

#### 基本方針1 町民啓発の推進

本町においては、町民のごみに対する意識の啓発が重要な課題となります。

町民や事業者のごみに対する理解や意識の向上を図るため、町民啓発をさらに推進していきます。

#### 基本方針2 ごみの減量化と資源化の推進

ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを基本とし、ごみの減量化と資源化を図ります。

#### 基本方針3 ごみの適正処理

限りある資源を大切にす資源循環型社会を目指し、ごみの適正な処理体制の確立に努めます。

### (2) ごみ排出量の推計

ごみ排出量の実績及び予測を踏まえ、本計画でのごみの減量に係る目標は、次のとおり設定します。

将来人口については、本町の人口ビジョン推移に基づきます。

計画目標年度である平成 39 年度には、人口は、13,815 人(19.9%)の減少となり、ごみ排出量は、4,506t(19.6%)の減少と予測されます。

中間目標値である 4,871t に対して、令和2年度の実績が 4,844t と目標達成に向けて順調に推移しています。

項目	基準年度 平成 28 年度	中間目標 令和 4 年度	最終年度目標 令和 9 年度
人口(人)	17,253	15,283	13,815
ごみ総排出量(t)	5,309	4,871	3,549



### (3) 数値目標(目標年度:令和9年度)

#### ①ごみの減量目標

##### ◆町民一人一日当たりの家庭系ごみ(資源化物を除く)

国では、国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、資源化物を除いた、家庭からの一人一日当たりのごみの排出量を令和2年度において約500gを目標設定としています。

本町における令和2年度実績は約566gで、国が掲げる目標を下回っており、中間目標の525gの達成が厳しい状況といえます。

引き続き、ごみに対する意識の啓発を行うとともに、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rを基本とした施策を展開します。直近の状況を考慮し、最終年度の令和9年度目標を525gに修正します。

項目	基準年度 平成28年度	中間目標 令和4年度	最終年度目標 令和9年度
町民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	560g	554g	525g

#### ②リサイクル率の目標

リサイクル率は、ごみの総排出量に占める資源化量の割合を示す数値です。本町のリサイクル率は近年低下傾向にあり、令和2年度で5.5%と秋田県の平均値を下回っています。

令和2年度	ごみの総排出量(t)	資源化量(t)	リサイクル率(%)
三種町	4,844t	264t	5.5%
能代市山本郡	26,728t	1,995t	7.5%
秋田県	315,827t	52,292t	14.9%

(環境省「令和2年度一般廃棄物処理実態調査」より)

直近の状況を考慮すると、当初の中間目標を達成することは厳しい状況といえます。最終年度目標については、さらに厳しいものとなっています。要因としては、民間無料回収施設への持ち込み増加が考えられます。

それらを踏まえ、令和2年度能代山本郡のリサイクル率を最終年度目標とし、リサイクル率7.5%を目指します。

項目	基準年度 平成28年度	中間目標 令和4年度	最終年度目標 令和9年度
リサイクル率	6.3%	6.1%	7.5%

# 施策体系

基本方針

施策

町の実践

町民啓発の推進



施策1  
意識啓発の推進

- ①効果的な情報発信
- ②環境教育の推進
- ③不法投棄、ポイ捨ての根絶

減量化と資源化の推進



施策2  
ごみの減量化に向けた意識の向上

- ①家庭系ごみの減量化
- ②事業系ごみの減量化
- ③生ごみの堆肥化等の促進



施策3  
2R（リデュース・リユース）の活発化

- ①生ごみの減量化（リデュース）
- ②マイバック運動の推進（リデュース）
- ③再使用の推進（リユース）



施策4  
リサイクルの推進

- ①ごみの分別徹底
- ②リサイクル活動への協力
- ③リサイクル事業への協力
- ④不燃ごみの資源化

適正処理



施策5  
ごみの適正処理

- ①効率的な収集・運搬の継続
- ②適正な排出の徹底
- ③ごみステーションの適正管理
- ④最終処分場の延命

### 3. 目標を達成するための施策

#### 基本方針1 町民啓発の推進

##### 施策1 意識啓発の推進

ごみの減量化・資源化のためには、「もったいない」の意識を持ち、町民や事業者の日常のライフスタイルやビジネススタイルの見直しと、一人ひとりの価値観の転換が必要です。

###### ① 効果的な情報提供

町の広報やチラシ配布や研修会など様々な機会を利用し、減量化の普及、啓発活動を行うことにより、自ら率先して減量化へ取り組む環境づくりに努めます。

また、町民がごみの減量やリサイクルに関心を持つことができるよう、情報提供については、わかりやすいことを念頭におき、効果的な内容となるよう努めます。

今後、一人暮らしの高齢者の増加も予想されるため、高齢者にもわかりやすい情報提供に努めます。

###### ② 環境教育の推進

子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、学校での環境教育・環境学習を継続して推進します。

###### ③ 不法投棄、ポイ捨ての根絶

不法投棄防止監視員による巡回、防止看板の設置等により、不法投棄防止を呼びかけているが不法投棄が後を絶たないことから秋田県との連携や警察への届出等の方策をより強化していく必要があります。

また、雑誌・ビン類・ペットボトルが道路沿い等に散乱していたら発見者が持ち帰り、各自資源ごみ収集日に出していただくよう自治会等へ情報提供を行います。

#### 基本方針2 ごみの減量化と資源化の推進

##### 施策2 ごみの減量化に向けた意識の向上

ごみの分別を徹底することにより、燃えるごみの排出量を減らすことは、焼却処理量の削減や、環境に対する負荷の軽減、ごみ処理経費の削減などにつながるため、今後も引き続きごみの減量化を進める必要があります。

###### ① 家庭系ごみの減量化

ごみの分別徹底を図り、まず家庭系ごみの減量に努めなければなりません。

具体的には、燃えるごみの中には、古紙として再資源化できるものが多く含ま

れており、資源ごみとして回収してもらうよう啓発を行います。

また、料理の食べ残しをしない、生ごみとして出される前に水切りをしっかりと行うなど、ごみの減量化を促進します。

## ② 事業系ごみの減量化

事業系ごみの減量化に向けて排出者処理責任を徹底させ、事業者に対し資源ごみの分別徹底に努めるよう働きかけます。

## ③ 生ごみの堆肥化等の促進

生ごみの減量対策として、コンポストの利用、EM菌を活用した生ごみの堆肥化を促進します。

## 施策3 2R（リデュース・リユース）の活発化

ごみの減量化を進めるうえで、リデュース（ごみの発生抑制）とリユース（再利用）が重要でその活発化を目指します。

### ① 生ごみの減量化（リデュース）

食品の買いすぎを控え食べきれだけの食品を購入する、食材の適量使用による食べ残しを出さないようにするなど、ごみの発生抑制につながる取り組みについて情報提供します。

### ② マイバック運動の推進（リデュース）

町民に対し、買い物の際にマイバックを持参するなど、過剰包装を断ることを習慣づけ、ごみとなるものを買わない・受け取らないよう情報提供します。

### ③ 再使用の推進（リユース）

リサイクルショップ等の利用を促進します。

また、フリーマーケット等の情報を発信し、利用促進を図ります。

## 施策4 リサイクルの推進

限りある資源を大切にす資源循環型社会を目指し、資源ごみの分別、リサイクルを引き続き推進します。

### ① ごみの分別徹底

資源物が適切に分別されるよう、ごみの出し方と分別について周知徹底を図ります。

### ② リサイクル活動への協力

資源ごみ回収の他、スーパー等における紙パックや白色トレイ等の回収で店頭品目の拡大について事業者の協力を求めます。

### ③ リサイクル事業への協力

使用済小型家電からのレアメタル等の希少資源の回収など、資源の有効利用促進を目的とする事業への協力を推進します。

### ④ 不燃ごみの資源化

不燃ごみについては、最終処分場で埋立処分しているが、中間処理により、鉄・アルミの資源化物を回収できることから、粗大ごみ処理施設に搬入し資源化を図ります。

## 基本方針3 適正処理

### 施策5 ごみの適正処理

適正な収集・運搬体制の維持及び環境負荷の少ない適正処理に努めます。

#### ① ごみステーションの適正管理

ごみステーションについては、自治会・町内会等で管理運営されており、今後も適正な管理ができるよう自治会・町内会等との連携・協力を努めます。

#### ② 安全なごみ収集の継続

ごみへの危険物（スプレー缶やライター等）混入により、収集車の火災事故が発生する可能性があるため、分別徹底を図ることにより、収集作業時の安全確保に努めます。

#### ③ 適正な排出の徹底

家電リサイクル法に基づく家電4品目や消火器、バッテリーなどの処理困難物については、処理方法の周知徹底を図ります。

#### ④ 最終処分場の延命

持ち込まれたごみの中から、資源として再利用できるものは可能な限り再資源化し、また、不燃ごみを粗大ごみ処理施設で処理することにより、最終処分場の延命化を図ります。

#### 4. 町・事業者・町民の役割

##### 町の役割

###### ◆ごみの発生を抑制するための仕組みづくり

事業者、町民が取り組むことのできる仕組みを構築します。

###### ◆ごみの分別や減量化の取り組みに関する情報提供

事業者、町民に対し、ごみ減量等に取り組むための情報提供を行います。

###### ◆収集・運搬の効率化及び適正な処分

安全で効率的な収集・運搬及び適正な処理の徹底を図ります。

##### 事業者の役割

###### ◆2Rの実践とごみの適正処理

2Rに積極的に取り組み、ごみを出さない事業活動に努めるとともに、発生したごみは、排出者処理責任の原則のもと適正に処理します。

###### ◆リサイクルの推進

事業所から排出されるごみのうち、古紙、ビン・缶類などの資源ごみは事業者自らがリサイクルに努めます。

##### 町民の役割

###### ◆環境への配慮

環境への負荷の低減や良好な環境を持続していくため、一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直し、環境に配慮した取り組みを行います。

###### ◆地域の取り組みへの協力

分別収集のマナーを順守することやごみの減量化、適正処理に向けた取り組みに協力します。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 1. 基本方針

本町は、三種川をはじめとするほぼ全域の河川が八郎湖へ流入しています。

近年、生活雑排水や農業用排水の流入などにより、八郎湖の水質が急速に悪化し、平成19年12月に全国で11番目となる湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定され、周辺公共用水域の水質改善が早急に求められていることから、本計画を策定するものです。

### 2. 生活排水処理の現状

#### (1) 下水道等整備状況

本町の生活排水処理事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業によって営まれています。

公共下水道事業は秋田湾・雄物川流域下水道事業に属し、汚水は秋田市の向浜にある中央流域下水道臨海処理センターまで送られ、そこで処理され日本海に排出されています。

農業集落排水事業は町内で4地区が供用中であり、八郎湖が指定湖沼に指定されたことにより、河川に放流していた4カ所において、汚水を高度処理するための機能強化工事が行われ、現在は排水処理基準を満たした水質で処理され、河川に排水されています。

合併処理浄化槽整備事業は公共下水道事業や農業集落排水事業が整備されていない地域において生活雑排水を処理するため、各家庭で個人設置する浄化槽の設置費用に補助金を交付しており、これも指定湖沼の指定を受けて高度処理型の合併処理浄化槽を設置することを義務づけています。

三種町内において生活排水処理事業は、公共下水道事業が平成20年度、農業集落排水事業の機能強化事業が平成23年度までに終了しており、合併処理浄化槽整備事業を合わせて、町民が希望すれば全ての家庭で、トイレの水洗化など下水道加入出来ることとなり、河川や八郎湖の水質改善に貢献するためにも、今後の加入促進が求められます。

現在の三種町の下水道整備概要は次のとおりとなります。

## (1) 下水道整備概要について

(令和4年3月末日現在)

	全体整備事業			琴丘地域		山本地域		八竜地域	
特環 下水道	整備計画面積	572.8	ha	157.6	ha	196.3	ha	218.9	ha
	整備済面積	572.8	ha	157.6	ha	196.3	ha	218.9	ha
	整備率	100.0	%	100.0	%	100.0	%	100.0	%
	加入率	3,791 / 4,946	戸	1,236 / 1,503	戸	1,219 / 1,628	戸	1,336 / 1,815	戸
		76.6	%	82.2	%	74.9	%	73.6	%
農業 集排	整備計画地区	4	地区	1	地区	2	地区	1	地区
	整備済地区	4	地区	1	地区	2	地区	1	地区
	整備率	100.0	%	100.0	%	100.0	%	100.0	%
	加入率	435 / 746	戸	92 / 148	戸	168 / 381	戸	175 / 217	戸
		58.3	%	62.2	%	44.1	%	80.6	%
浄化 槽	設置計画戸数	1,078	戸	223	戸	674	戸	181	戸
	実施戸数	566	戸	100	戸	331	戸	135	戸
	整備率	52.5	%	44.8	%	49.1	%	74.6	%



下水道加入率の状況

(令和4年3月末日現在)

区 分	町 全 体			
	水洗化	単独浄化槽	汲み取り	合計
戸 数	4,879 戸	222 戸	1,669 戸	6,770 戸
人 口	11,035 人	576 人	3,639 人	15,250 人
率(戸数)	72.07 %	3.28 %	24.65 %	100 %
率(人口)	72.36 %	3.78 %	23.86 %	100 %

区 分	公 共 下 水 道 区 域				
	公共下水道	合併浄化槽	単独浄化槽	汲み取り	合計
戸 数	3,791 戸	60 戸	161 戸	934 戸	4,946 戸
人 口	8,326 人	156 人	431 人	2,241 人	11,154 人
率(戸数)	76.65 %	1.21 %	3.26 %	18.88 %	100.00 %
率(人口)	74.65 %	1.40 %	3.86 %	20.09 %	100.00 %

区 分	農 業 集 落 排 水 区 域				
	農業集落排水	合併浄化槽	単独浄化槽	汲み取り	合計
戸 数	435 戸	27 戸	27 戸	257 戸	746 戸
人 口	1,038 人	71 人	66 人	543 人	1,718 人
率(戸数)	58.31 %	3.62 %	3.62 %	34.45 %	100.00 %
率(人口)	60.42 %	4.13 %	3.84 %	31.61 %	100.00 %

区 分	合 併 浄 化 槽 区 域			
	合併浄化槽	単独浄化槽	汲み取り	合計
戸 数	566 戸	34 戸	478 戸	1,078 戸
人 口	1,444 人	79 人	855 人	2,378 人
率(戸数)	52.50 %	3.15 %	44.34 %	100.00 %
率(人口)	60.72 %	3.32 %	35.95 %	100.00 %

(2)し尿処理状況

し尿の処理量は下水道・浄化槽の普及と、人口の減少により、年々減少傾向にあります。今後は浄化槽汚泥の処理が必要不可欠です。

	H29	H30	R1	R2	R3
処理量(t)	3,444	3,261	3,073	2,962	2,823
前年対比(%)	98.6	94.7	94.2	96.4	95.3

※ 能代山本広域市町村圏組合への搬入量

### (3)し尿処理施設の概要

施設の名称	中央衛生処理場
設置主体	能代山本広域市町村圏組合
所在地	能代市河戸川字西山下
稼動月日	平成11年4月
処理方式	高負荷脱窒素処理方式
処理能力	120kℓ/日
敷地面積	35,287.27m <sup>2</sup>
建築面積	2,057.60m <sup>2</sup>
延床面積	3,984.42m <sup>2</sup>

## 3. 排出予想量

### (1)し尿排出予想量

計画期間のし尿処理量を次のとおり予想します。

ハード面での整備が進み、既に供用が開始されている区域と、新規供用開始区域における新規加入者が見込まれ、し尿は毎年4%ずつ減少するものと予想します。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
処理量(t)	2,650	2,496	2,342	2,188	2,034	1,880
前年対比(%)	93.9	94.2	93.8	93.4	93.0	92.4

## 4. 処理施策

生活排水処理の基本として、公共下水道計画区域にあつては、下水道へ接続することとし、計画区域外にあつては、合併浄化槽や農業集落排水により処理することになります。

また、供用開始区域内での未加入世帯に対し、加入促進に向けた指導・啓発を継続的にを行います。

し尿及び浄化槽汚泥については、能代山本広域市町村圏組合の中央衛生処理場において処理します。